

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第2回農業委員会総会議事録

令和2年8月27日

### 佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	1	齊藤浩明	委員
	2	小西利幸	委員

## 第 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 2 年 8 月 27 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸

4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 中村 直樹

佐呂間町農業委員会次長 高橋 美幸

佐呂間町農業委員会事務員 谷口 義春

### 5. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	齊藤 浩明	9	橋本 聡
2	小西 利幸	10	
3	山口 浩之	11	
4		12	青野 英一郎
5		13	田村 通啓
6		14	
7	川村 良則	15	
8		16	大澤 好幸

### 6. 欠席委員

番号	氏名	番号	氏名
4	田中 裕二	11	平川 智司
5	山前 満	15	堀北 勝美
6	中谷 由広		
8	今部 好幸		
10	和泉 茂樹		

### 7. 議事日程

#### 議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

議 案第 4 号 現況証明願について

報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局 長	<p>只今から、第2回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、15名中8名で、総会は成立しております。</p>
議 長	<p>議事録書名委員の指名を行います。 署名委員は、1番 齊藤委員さん、2番 小西委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。</p>
事務局	<p>報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので受理し、受理 通知書を交付したので報告します。</p>
事務局	<p>番号1</p>
事務局	<p>土地の所在が富武士111番3外34筆、現況地目畑が187,185㎡、採草放牧地が107,638 ㎡、合計面積294,823㎡、届出者 西富 ●●●●さん、旧所有者が●●●さん、権 利取得日が平成31年3月7日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん 希望は有りです。現在平成23年10月31日から令和23年10月31日までの使用貸借 の契約を●●●●●としておりますが、●●●さんが契約したもので使用貸借から賃 貸借とするため書類等の提出を依頼しているところです。</p>
事務局	<p>番号2</p>
事務局	<p>土地の所在が西富69番1外5筆、現況地目が畑で合計面積70,063㎡、届出者 西富 ●●●●さん1/2と●●●●さん1/2で、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令 和2年7月20日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無しで す。現在平成26年2月27日から令和6年2月29日までの賃貸借契約を●●●●さ んと継続となっております。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
各 委 員	<p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>
各 議 長	<p>———異議なし———</p>
事務局	<p>報告事項第1号は原案どおり報告済といたします。 報告事項第2号</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告事項第2号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、報告します。</p>
事務局	<p>番号1</p>
事務局	<p>土地の所在が仁倉1035番外1筆、現況地目畑で合計面積31,851㎡、契約期間は平成 19年4月27日から平成29年4月26日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が令 和元年12月10日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約 後は賃貸借です。</p>
事務局	<p>番号2</p>
事務局	<p>土地の所在が浜佐呂間377番1外37筆、現況地目が畑で合計面積432,893㎡です。 契約期間は平成30年10月29日から令和10年10月31日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和2年7月2日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●● ●●●。解約後は売買と賃貸借です。</p>
事務局	<p>番号3</p>
事務局	<p>土地の所在が浜佐呂間393番2外33筆、現況地目が畑で合計面積357,654㎡です。 契約期間は平成30年10月29日から令和10年10月31日まで、合意解約の成立の日・ 引渡しの日が令和2年6月3日、通知者が、賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●● ●●●。解約後は売買と賃貸借です。</p>

番号4  
 土地の所在が浜佐呂間19番4外5筆、現況地目が畑で合計面積166,624㎡です。  
 契約期間は平成30年10月29日から令和10年10月31日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年7月2日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●●●  
 ●。解約後は売買と賃貸借です。

番号5  
 土地の所在が浜佐呂間29番11、現況地目が畑で合計面積22,425㎡です。  
 契約期間は平成30年3月1日から令和10年2月28日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年7月2日、通知者が、賃貸人 ●●●さん、賃借人 ●●●●  
 ●。解約後は賃貸借です。

番号6  
 土地の所在が浜佐呂間22番1外12筆、現況地目畑が147,831㎡、採草放牧地が39,783  
 ㎡で合計面積187,614㎡です。  
 契約期間は平成30年10月29日から令和10年10月31日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年7月1日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●●  
 ●●●。解約後は売買と賃貸借です。

番号7  
 土地の所在が啓生145番1外3筆、現況地目が畑で合計面積36,705㎡です。  
 契約期間は平成27年6月29日から令和2年6月30日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年7月6日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●●  
 ●●●さん。解約後は売買です。

番号8  
 土地の所在が啓生51番、現況地目が畑で合計面積9,907㎡です。  
 契約期間は平成27年4月30日から令和2年4月30日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年7月6日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●●  
 ●●さん。解約後は賃貸借です。

番号9  
 土地の所在が知来584番3外5筆、現況地目が畑21,614㎡、採草放牧地が2,032㎡、  
 合計面積23,646㎡です。  
 契約期間は平成15年5月23日から平成20年11月30日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年4月6日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●●●●  
 ●さん。解約後は売買です。

番号10  
 土地の所在が知来654番1外4筆、現況地目が畑で合計面積16,769㎡です。  
 契約期間は平成10年3月31日から平成20年11月30日まで、合意解約の成立の日・  
 引渡しの日が令和2年4月6日、通知者が、賃貸人 ●●●●●さん、賃借人 ●●●●  
 ●さん。解約後は売買です。以上です。

議 長  
 青野委員  
 事務局  
 議 長  
 各委員  
 議 長

事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  
 何か質問等、ありませんでしょうか。  
 よく解らないので、質問なのですが、契約は期間が過ぎれば切れるのでしょうか。  
 基盤強化法の利用集積については、期限までですが、農地法第3条については、民法  
 にて黙示の更新が認められています。当町においては、昔、基盤強化法も黙示の更新  
 が認められているとした取り扱いがあったため、なるべく合意解約を受けています。  
 ほかに質問はありませんか。  
 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。  
 ——異議なし——  
 報告事項第2号は原案どおり報告済といたします。  
 次に、議案の審議に入ります。  
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局	<p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、これが可否につき審議願います。</p> <p>番号1 土地の所在が浜佐呂間353番1外1筆、現況地目が畑で合計面積5,105㎡、譲渡人が●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者が世帯員4名中4名、経営状況として乳牛240頭、トラクター4台、タイヤショベル2台を所有し、経営面積は、畑が1,052,994.88㎡、採草放牧地が54,538㎡、合計面積1,107,532.88㎡で賃貸料が16,000円の賃貸借契約10年です。 この案件につきましては、8月19日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(1ページ)です。 申請地につきましては、浜佐呂間零号線の水道用地に隣接する土地となります。</p> <p>番号2 土地の所在が武士45番5外26筆、現況地目が畑で合計面積227,060㎡、譲渡人が●●●●さん、譲受人が●●●●さん、農業従事者が世帯員3名中3名、経営状況として乳牛82頭、育成牛60頭、トラクター1台、ホイルローダー2台を所有し、経営面積は、畑で合計面積656,030.20㎡で使用貸借期間30年です。 この案件につきましては、8月20日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地調査を実施しております。 図面で説明いたしますと、(2ページと3ページ)です。 申請地につきましては、2ページが佐呂間富丘間の●●●●さんの住宅周辺の土地で、3ページが朝日武士12線周辺の土地です。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
各委員 議長	<p>———異議なし———</p>
事務局	<p>議案第1号は原案どおり決定いたします</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条の規定に基づき、下記の者より許可申請があったので、これが可否につき審議願います。</p> <p>番号1 この申請は、平成2年から5年に既に建設されている牛舎、倉庫等の違反転用の許可申請となっています。 土地の所在が富武士331番13、現況地目畑で合計面積3,489㎡、農地区分は農用地区域、申請者は●●●●さん、申請理由は牛舎・倉庫の建設を追認で申請。土地利用計画は農業振興地域整備計画の農業用施設用地です。 違反転用につき、北海道知事に報告義務が有り、このあと、本人からの始末書及び経過説明書等を添付し、違反転用事案報告書をオホーツク総合振興局に提出します。 本人も大いに反省しており、既に建っている農業用施設は今後も農業経営を営むためには必要なものであることから、原状回復を指示することは、農業経営に多大な不利益を与えることとなるため、追認による許可はやむを得ないものと思われま</p> <p>今後はこの様な事が無いように、農地の利用形態の変更については、事前に農地法等の関連法令に基づく申請手続等について十分な確認をするよう指導を行ってまいります。この後、審議結果を持ちまして、北海道農業会議に意見聴取・諮問調書等を作成し提出します。農業会議から回答後、転用申請者に許可等の通知を行います。</p>

議	長	この案件につきましては、8月19日関係農業委員さん立会いのもと書類審査及び現地調査を実施しております。
各	委	図面で説明いたしますと、(4ページと5ページ)です。
議	員	4ページが富富士5号の●●●●さんの住宅周辺の土地で5ページが配置図となります。以上です。
各	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
事	務	何か質問等、ありませんでしょうか。
局	局	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
		——異議なし——
		議案第2号は原案どおり決定いたします。
		議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
		このことについて、事務局の説明を求めます。
		議案第3号
		農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。
		番号1.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん、利用権の設定等をする者が仁倉の●●●●さん。土地の所在が仁倉1035番外1筆、地目は現況畑で合計面積31,851㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。
		設定期間は令和2年8月28日から10年間、賃貸料は年額192,000円、10㌶当たり6,000円で前回は6,000円です。
		あっせん会につきましては、令和2年5月18日から2回実施しています。
		図面で説明いたしますと(6ページ)です。
		申請地は、道道仁倉端野線の仁倉12号の●●●●さんの住宅周辺の土地です。
		番号2.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、仁倉の●●●●さん。
		土地の所在が仁倉129番1外6筆、地目は現況畑が27,649㎡、採草放牧地が20,257㎡、合計面積47,906㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和2年8月28日から10年間、賃貸料は年額182,000円、10㌶当たり3,800円です。
		あっせん会につきましては、令和2年6月17日から2回実施しています。
		図面で説明いたしますと(7ページ8ページ)です。
		7ページは、道道留辺薬浜佐呂間線の仁倉7号の●●●●さんの住宅付近の土地で、8ページは、仁倉北10線の●●●●さん住宅周辺の土地となります。
		番号3.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん、利用権の設定等をする者が、仁倉の●●●●さん。土地の所在が仁倉806番1外4筆、地目は現況畑で合計面積27,390㎡、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。
		設定期間は令和2年8月28日から10年間、賃貸料は年額164,000円、10㌶当たり6,000円です。
		あっせん会につきましては、令和2年6月17日から2回実施しています。
		図面で説明いたしますと(9ページ)です。
		申請地につきましては、道道仁倉端野線の●●●●さんの住宅の北東に位置する土地です。
		番号4.
		利用権の設定等を受ける者が、仁倉の●●●●さん利用権の設定等をする者が、仁倉

の●●●●さん。土地の所在が仁倉 797 番 1A 外 3 筆、地目は現況畑で合計面積 30,136 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 160,000 円、10 ㎡当たり 6,000 円です。

あっせん会につきましては、令和 2 年 6 月 17 日から 2 回実施しています。

図面で説明いたしますと（10 ページ）です。

申請地につきましては、道道仁倉端野線の●●●●さんの住宅の南西に位置する土地です。

番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●●さん。土地の所在が、幌岩 41 番外 18 筆、現況地目が畑で、合計面積 239,377 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は 22,520,000 円、10 ㎡当りの単価は、94,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと（11 ページから 13 ページ）です。

申請地につきましては、11 ページが幌岩 2 号の●●●●●●●●さんの住宅周辺の土地で、12 ページが浪速西 2 線●●●●●●●●さん、●●●●●●●●さんの住宅周辺の土地です。13 ページが浪速西 2 線●●●●●●●●さんの住宅周辺の土地です。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 377 番 1 外 16 筆、地目は現況畑で合計面積 192,135 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 917,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円で、前は 4,700 円です。

あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと（14 ページ）です。

申請地につきましては、国道 238 号線、●●●●●●●●さんの住宅の近隣の土地です。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●●●●さん。土地の所在が、浜佐呂間 393 番 2 外 15 筆、現況地目が畑で、合計面積 208,838 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 18,136,000 円、10 ㎡当りの単価は、87,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと（15 ページから 17 ページ）です。

申請地につきましては、15 ページが国道 238 号線沿い、●●●●●●●●さんの住宅の近隣の土地で、16 ページも●●●●●●●●さんの住宅の近隣の土地です。17 ページが仁倉浜佐呂間 8 線の保安林の近傍地です。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 523 番 1 外 17 筆、地目は現況畑で合計面積 148,816 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和 2 年 8 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 718,000 円、10 ㎡当たり 4,800 円で、前は 4,500 円です。

あっせん会につきましては、令和 2 年 7 月 9 日に 1 回実施しています。

図面で説明いたしますと（18 ページ）です。

申請地につきましては、●●●●●●●●さんの住宅の周辺の土地です。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●●●●さん。土地の所在が、浜佐呂間 19 番 4 外 5 筆、現況地目畑が 105,796

m<sup>2</sup>、採草放牧地が723 m<sup>2</sup>、合計面積106,519 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は9,850,000円、10 ㍍当たりの単価は、92,000円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと（19ページ）です。

申請地につきましては、国道238号線の●●●さんの住宅周辺の土地です。

番号10.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間30番5外3筆、地目は現況畑で合計面積89,920 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和2年8月28日から10年間、賃貸料は年額399,500円、10 ㍍当たり4,400円で、前は5,000円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと（20ページ）です。

申請地につきましては、●●●さんの住宅の東にある土地です。

番号11.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●さん。土地の所在が、浜佐呂間22番1外3筆、現況地目が畑で合計面積85,309 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は8,137,000円、10 ㍍当たりの単価は、95,000円です。あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと（21ページと22ページ）です。

申請地につきましては、21ページが国道238号線の●●●さんの住宅の近隣の土地で22ページが浜佐呂間1号付近の土地です。

番号12.

利用権の設定等を受ける者が、幌岩の●●●●●、利用権の設定等をする者が浜佐呂間の●●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間358番3外8筆、現況地目畑が62,522 m<sup>2</sup>、採草放牧地が39,783 m<sup>2</sup>、合計面積102,305 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和2年8月28日から10年間、賃貸料は年額303,000円、10 ㍍当たり3,000円で、前は3,800円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月9日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと（23ページ）です。

申請地につきましては、浜佐呂間零号と浜佐呂間1号の近傍の土地となります。

番号13.

利用権の設定等を受ける者が、啓生の●●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐の●●●●●さん。土地の所在が、啓生145番1外4筆、現況地目が畑で合計面積38,001 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は2,700,000円、10 ㍍当たりの単価は、71,000円です。あっせん会につきましては、令和2年7月11日に1回実施しています。

図面で説明いたしますと（24ページ）です。

申請地につきましては、中園啓生10線●●●●●さんの住宅周辺の土地です。

番号14.

利用権の設定等を受ける者が、啓生の●●●●●さん、利用権の設定等をする者が若佐の●●●●●さん。土地の所在が啓生151番、現況地目が畑で合計面積9,907 m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は令和2年8月28日から5年間、賃貸料は年額40,000円、10 ㍍当たり4,000円で、前は4,900円です。

あっせん会につきましては、令和2年7月11日に1回実施しています。



	<p>図面で説明いたしますと（25 ページ）です。  申請地につきましては、中園啓生 10 線の●●●●●さんの住宅の近傍地です。  番号 15。  利用権の設定等を受ける者が、知来の●●●●●さん、利用権の設定等をする者が滝上町の●●●●●さん。土地の所在が、知来 584 番 3 外 10 筆、現況地目畑が 38,383 m<sup>2</sup>、採草放牧地が 2,032 m<sup>2</sup>、合計面積 40,415 m<sup>2</sup>。利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。売買価格は 2,772,000 円、10 ㎡当たりの単価は、69,000 円です。あっせん会につきましては、令和 2 年 6 月 22 日に 1 回実施しています。  図面で説明いたしますと（26 ページ）です。  申請地につきましては、道道知来東線の●●●●●さんの住宅から 470m程西にある土地です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  何か質問等、ありませんでしょうか。  質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>———異議なし———  議案第 3 号は原案どおり決定いたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第 4 号 現況証明願について  このことについて、事務局の説明を求めます。  議案第 4 号 現況証明願について</p>
<p>議 長</p>	<p>下記の者より、現況証明の願い出があったので、これが可否につき審議願います。  土地の所在が仁倉 531 番 5、公簿地目が田、現況地目が農地・採草放牧地以外で原野、面積 4,708 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●●さん、願出人 仁倉 ●●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記で令和 2 年 8 月 20 日に関係農業委員さんと現地確認済みです。  図面で説明いたしますと（27 ページ）です。  申請地につきましては、仁倉 10 号の●●●●●さんの住宅周辺の土地です。  以上です。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。  何か質問等、ありませんでしょうか。  質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。  ———異議なし———</p>
<p>各 委 員</p>	<p>議案 4 号は原案どおり決定いたします。  その他  各委員さんの方から何かありませんか。</p>
<p>各 委 員 議 長</p>	<p>———ありません———  なければ第 2 回農業委員会総会を終ります。</p>